

ルネサスグループ 人権方針

規則番号	RGR-JA01
制定日	2021年11月1日
改正日	2026年5月15日
規則管理部門	サステナビリティ

1. 目的

私たちルネサスグループ（以下、ルネサス）は、“To Make Our Lives Easier”を Purpose として掲げ、ルネサスの半導体ソリューションを通じて持続可能な社会を実現することを目指しています。同時にルネサスは、事業活動に関わる人々を大切にすることに深くコミットしており、本方針は、従業員、お客様、地域社会、サプライチェーンに至るまで、ルネサスに関わるすべての人々への対応の指針となるものです。

その前提として、ルネサスは、あらゆる人の人権が尊重され、それが侵されることがあってはならないと考え、ルネサスグローバル行動規範およびルネサスサプライヤー行動規範において人権を尊重することを明記しています。

ルネサスグループ人権方針（以下、本方針）は、事業運営のあらゆる側面において人権を尊重し、促進するという当社のコミットメントを明確に示すものです。

本方針は、ルネサスエレクトロニクス株式会社の経営レベルで承認され、当社のガバナンス体制のもとで実施状況が監督されるとともに、取締役会に対して適切に報告されます。

2. 本方針の適用範囲

本方針は、ルネサスエレクトロニクス株式会社及び関係会社の役員、従業員に適用されます。サプライヤーおよびビジネスパートナーに対しても、ルネサスサプライヤー行動規範および関連する調達要件の遵守を含め、本方針を理解いただいた上、各項目を実践いただくことを求めます。また、本方針は、該当する場合には、当社施設で業務に従事するオンサイト請負業者にも適用されます。新たに買収または統合される事業体・拠点については、本方針は統合プロセスの指針となり、当該事業体がルネサスグループの一員となる過程で、適切な人権方針および実務の整備・導入を促すものとします。

3. 基本原則

ルネサスは「国際人権章典」、国際労働機関（以下、ILO）による「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」に規定されている人権を最低限のものと理解し、国連人権理事会による「ビジネスと人権に関する指導原則」に従い、また、国連グローバル・コンパクトの原則に賛同し、人権を尊重した事業活動を行います。

ルネサスは事業活動を行うすべての国・地域において、各国・地域の法規制を遵守します。当該

国・地域の法規制と人権に関する国際規範が相反する場合には、適用される法令を遵守しつつ、より高い基準を尊重する方法を模索します。

4. ステークホルダーの人権尊重

ルネサスは、お客様、従業員、採用希望者、サプライヤー、ビジネスパートナー、地域社会の皆様といった、事業活動に関わるすべての人々の人権を尊重します。また、ルネサスは、従業員、サプライヤー、お客様、地域社会などのステークホルダーとの対話を通じて、人権に関する懸念の把握と対応に取り組めます。

5. 差別の排除

ルネサスは、各国・地域の法規制を踏まえ、人種、思想、信条、性別、年齢、社会的身分、門地、国籍、民族、宗教、障がいの有無、性的指向、性自認等による差別、差別的言動を行いません。また、ルネサスは、機密保持、プライバシー、輸出管理、制裁措置に関するものを含み、適用される法令および正当な要請の遵守を前提として、表現の自由および情報アクセスの権利を支持し、尊重します。

6. 職場における人権尊重

ルネサスは、従業員、採用希望者、コントラクターおよびサプライチェーンで働く人々の人権を尊重します。これは、私たちのルネサスグローバル行動規範およびルネサスサプライヤー行動規範にも反映されています。各国・地域の法規制を踏まえ、ハラスメントを排除し、健康で安心して働くことができる労働環境を提供するように努めます。

ルネサスは、各国・地域の最低賃金、労働時間に関する法規制を遵守するとともに、すべての事業活動およびサプライチェーンにおいて、児童労働、強制労働、および現代奴隷（人身取引を含む）を厳格に禁止し、その防止・発見・是正のための仕組みを整備します。また、雇用は実力本位を原則とし、適用される場合には、結社の自由、団体交渉権、および平和的集会の権利を尊重します。

また、プライバシーの保護が人権尊重の重要な要素であるという認識のもと、各国・地域の法規制に基づき適切な情報管理を行い、プライバシーの保護が徹底されるよう取り組みます。

7. 責任ある鉱物調達

ルネサスは、鉱物の調達に関連する人権侵害に加担しないため、責任ある鉱物調達に取り組めます。

8. 人権デュー・ディリジェンスの実施

ルネサスは、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」に基づき、自社の事業活動およびバリューチェーンにおける実際または潜在的な人権への負の影響を特定・防止・軽減し、その対応状況を

説明するため、継続的かつリスクベースの人権デュー・ディリジェンスを実施します。リスクは、その深刻度（影響の規模、範囲、是正の困難さ）および当社と影響との関係性（当社が引き起こしたか、助長したか、取引関係を通じて直接結びついているか）に基づいて優先順位を付けます。人権デュー・ディリジェンスは意思決定プロセスに組み込まれ、重大な規制上・組織上・外部環境上の変化があった場合を含め、定期的に見直されます。その活動記録は、社内のガバナンス体制に沿って適切に保管します。また、ルネサスが人権への負の影響を引き起こした、または助長した場合には、適切な救済の提供、またはその実施への協力を努め、正当な救済プロセスに協力するとともに、再発防止のために対応結果を追跡します。

ルネサスは、人権についての取り組み結果を継続的に追跡し、結果を開示する体制・仕組みを整備します。また、ルネサスは、進化する国際基準との整合を図るため、人権に関する取り組みを継続的に評価・改善します。

9. 報復行為の禁止

従業員ならびにサプライヤーおよびビジネスパートナーを含むステークホルダーは、人権に関する懸念を、ルネサスが提供し、秘密が保持される通報の仕組みや窓口を含む、様々な利用しやすい手段により通報することができる。通報は、適用される手続に従い、善意に基づき、報復を受けることなく取り扱われます。

10. 人権に関する教育・研修

ルネサスは、役員及び従業員に対して、本方針に基づく人権の取り組みを推進するために必要な教育・研修を継続的に実施します。

11. 情報の開示

本方針の実施は、サステナビリティオペレーティングチームおよび監査・サステナビリティ委員会を含む部門横断的なガバナンス体制のもとで監督され、取締役会による監視を受けます。進捗状況は、コーポレートサイトおよび統合報告書を通じて、ステークホルダーに対して継続的に透明性をもって開示します。

以上

【規則一覧】

上位規則	GR	—
旧規則	EL	—
	RT	—
	REL	—
関連規則	GR	RER-AA07「ルネサスエレクトロニクスグループ行動規範」

【改正履歴】

版数	改正日	改正内容
1	2021年11月1日	制定
2	2023年5月1日	規則管理部門の変更に伴う修正
3	2024年1月31日	グローバルルールの見直しに伴う改正（規則番号の変更）
4	2026年5月15日	国際的な人権基準および社内ガバナンス体制の見直しに伴う改正（本方針承認プロセス、適用範囲、人権デュー・ディリジェンス、救済、開示に関する規定の更新）